

1 1 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 役員の報酬に関する規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 9 号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会定款第25条第1項の規定に基づき、役員の報酬について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会等に出席したときは、1回につき3,000円を支払うことができる。

2 役員が理事会及び評議員会等の出席以外で、法人及び施設の運営等のための業務にあたった場合は、業務1日につき8,000円を支払うことができる。

3 監事が法人及び施設の運営状況を指導または、監査の業務にあたった場合は、業務1日につき3,000円を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第5条 この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則 (平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。